

戸沢村地域再生可能エネルギー導入計画等策定業務委託仕様書

1. 委託業務名

戸沢村地域再生可能エネルギー導入計画等策定業務委託

2. 業務の目的

戸沢村（以下、「村」という。）では、令和元年6月に開催した20カ国・地域が集まるG20エネルギー・環境関係閣僚会合が開催されたことを機にゼロカーボンへの機運が高まり、令和6年3月、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを表明する「CO2排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」を宣言した。ゼロカーボンを達成するためには再生可能エネルギーの最大限の導入を図っていくことが重要である。

「戸沢村地域再生可能エネルギー導入計画等策定業務委託（以下、「本業務」という。）」では、2050年の「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた基礎調査として、村の温室効果ガス排出量の将来推計、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を調査・分析し、村の2050年脱炭素社会の将来像及び再生可能エネルギーの導入目標等を検討し、再生可能エネルギーの最大限導入のための計画策定することを目的とする。

3. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和7年1月15日（水）までとする。

4. 委託金額

本業務の委託上限額は、10,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5. 業務の内容

(1) 基礎情報の収集・現状分析

村の自然的・経済的・社会的条件を踏まえ、再エネ導入及び温室効果ガス削減に向けた取組に関する基礎情報の収集、村の地域課題の整理、再エネ導入ポテンシャル調査、区域のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の現状分析や将来推計を行う。

また、村民や事業者への脱炭素に関する取組状況や意識調査の取りまとめを行う。

①背景（国内外の動向等の整理）/基本条件（自然的・経済的・社会的条件）

の整理/地域課題の整理/地域の脱炭素の取組の整理

②再エネ導入ポテンシャル分析

村の自然的・社会的条件を踏まえ、区域の再エネ導入ポテンシャルを調査・推計する。また、森林吸収量の算定を行う。

③区域のエネルギー及び温室効果ガス排出量の調査及び将来推計

村の特性や国及び村の温室効果ガス削減対策の効果を踏まえ、村の将来の温室効果ガス排出量に関する推計を複数のパターンに分けて行う。

2030 年を中間地点とし、部門別の活動量推計により、現状趨勢（BAU）排出量を推計する。

(2) 再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成

2050 年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成を行う。

目標設定の考え方と推計方法、村に適応する対象技術、目標の数値設定及び村のあるべき将来像（目指す姿、将来ビジョン）等を示す。

(3) 作成した目標及び地域脱炭素を実現するために必要な政策及び重要な施策に関する構想の策定

(1)③の将来推計を踏まえ、2050 年ゼロカーボンに向けた村の将来ビジョン達成に向けた利用可能な再エネ・省エネ等、脱炭素の取組について検討し、また、取組において想定される手法について整理する。

さらに、村の地域資源を最大限活用した再エネ導入について、地理的特性や施設等の配置、エネルギー需要量等を踏まえた具体的な構想を提案する。その際、公共施設のエネルギー使用量を分析し、再エネ導入による温室効果ガス排出量削減の効果的な方策（モデル）を示す。

(4) (2) 及び(3) の実現に向けた進捗管理のための指標及び体制構築の検討

政策が効果的に実施されるよう、適切な指標の設定を行う。また、地域脱炭素を推進するための地域のステークホルダーと連携した体制構築の検討を行う。

(5) 報告書の作成

上記 (1) ～ (4) の調査について、調査・検討内容の取りまとめ、報告書及び報告書概要版を作成する。なお、報告書については、今後予定している地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に活用できるものとなるよう配慮すること。

(6)協議会の開催支援

6. 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存する。

7. 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により村の承諾を得た場合は、この限りでない。

8. 報告及び検査

村は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

9. 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

10. 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」「戸沢村個人情報保護法施行条例（平成17年戸沢村条例第1号）」に基づき、村が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知りえた情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。また、契約終了後も同様とする。

11. 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責を負う事。ただし、その損害のうち、発注者、利用者、又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

12. 成果物

- (1) 報告書（A4判製本、A3判の折込可） 印刷物 2部
- (2) 報告書概要版（A3判見開き） 印刷物 2部
- (3) 上記(1)の原稿一式（電子データ）及び概要版電子媒体 一式
- (4) その他本業務に使用した各種資料の電子データ 電子媒体 一式

1 3. 業務の進め方

- (1) 本業務については、契約後、業務の進め方や進捗状況等について、適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。
- (2) 本業務に関し、村は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」「戸沢村個人情報保護法施行条例(平成 17 年戸沢村条例第 1 号)」に基づいて適切に取り扱うものとする。また、受注者は本業務の実施過程で知り得た情報について、発注者の許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (4) 本業務は、環境省補助事業である「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用して行うものであり、同補助事業の趣旨を十分に理解し、同補助事業の交付規程及び公募要領等に基づき実施すること。また、補助金適正化法についても十分に理解した上で業務を実施すること。
- (5) 環境省補助の性質上、本業務は将来における村地球温暖化対策実行計（区域施策編）の策定を前提としており、本業務の成果品の提出にあたっては同計画の策定素案となり得る形を取ることを。

1 3. その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守すること。
- (2) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議して定める。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、村と協議の上対応すること。